

民間保険（個人賠償責任保険）の概要

- 個人またはその家族が、日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険
- 単独で契約することもできるが、火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約されるケースが一般的
- 年間保険料は数千円程度（保険期間 1 年、保険金額 1 億円）で、契約しやすいという特徴がある
- 被保険者^{*}は「生計を共にする同居の親族」。したがって、世帯主が契約すれば同居している認知症の親が起こした事故も補償される。
一方、子供には、親から仕送りを受けている未婚の学生など「生計を共にする別居の未婚（これまでに結婚したことがない）の子」が含まれる。
また、JR 東海事故判決を受け、事故等を起こした方に責任能力が認められない場合、監督義務を負う「(生計が別の) 別居の親族等」についても補償対象とされている。
(^{*}被保険者：保険によって利益を受ける人)
- 補償の対象となる事故の一般的な例
 - ・買い物中に陳列商品を落とし破損させた
 - ・子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた
 - ・自転車で走行中に歩行者とぶつかり後遺障害を負わせた
 - ・マンションの自宅の風呂場からの水漏れにより、階下の戸室の家財に損害を与えてしまった
 - ・ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭に当たり死亡させた など
- 保険金が支払われない主な場合
 - ・被保険者の故意
 - ・被保険者の同居の親族に対する賠償責任
 - ・被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
 - ・被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
 - ・他人への傷害や財物の損壊を伴わない事由に起因する賠償責任^{*} など(^{*}一部の火災保険等の特約においては、他人の身体の障害や財物の損壊を伴わない電車等の運行不能損害の補償にも対応)